

# 黒龍江省特許保護条例

2003年12月13日採択

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 黒龍江省特許保護条例

(2003年12月13日黒龍江省第10期人民代表大会常務委員会第6回会議採択)

**第1条** 特許権を保護し、特許出願者、特許権者の合法的權益及び社会の公共利益を維持し、發明創造、技術革新を奨励し、科学技術の進歩と経済社会の發展を促進するため、「中華人民共和国特許法」、「中華人民共和国特許實施細則」等の関連法律、行政法規の規定に基づき、本省の実情に照らし、本条例を制定する。

**第2条** 本省の行政区域内における特許管理、特許紛争の行政処理と調停、特許に関する違法行為の調査、処分等の業務に対し本条例を適用する。

**第3条** 県級以上の人民政府は、特許業務に対する指導を強化し、特許の保護業務を地方經濟發展の全体計画に導入し、顕著な貢獻をした特許發明者又は創作者を奨励しなければならない。

**第4条** 市（行政公署）級以上の人民政府特許管理部門は、その行政区域内における特許保護業務に責任を負い、且つ本条例を實施する責任を負うものとする。

県（市、区）人民政府特許管理部門は、上級の特許管理部門に協力して、特許紛争の処理と他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為の調査、処分を行うものとする。

科学技術、財政、工商、税関、公安、品質技術監督、ニュース出版等の関連部門は、各自の職責に基づいて特許保護業務を行うものとする。

**第5条** 省、市（行政公署）人民政府特許管理部門は、専門機構を設け或いは専門業者を配置して、特許紛争の処理、調停、他人の特許を詐称する行為及び非特許を特許であると詐称する行為の調査、処分を行う。

**第6条** 企業、事業單位及びその他の関係組織は特許保護制度を作り、特許保護業務を行うことを奨励する。

**第7条** 組織又は個人が特許管理部門に他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為を告発することを奨励する。

**第8条** 組織又は個人がその特許出願条件を備えた發明創造を滞りなく国内又は国外に出願することを奨励する。

県級以上の人民政府は、独自の知的財産権を有する先進技術の開發、單位又は個人の特許出願の援助、高度な技術を有する特許プロジェクト實施の支持に使うために、特許支援資金を設立することが出来る。

**第9条** 特許出願公布又は公告されるまでに、發明創造の技術方案に関係する者は、当該技術方案に対して機密保持の義務を負う。特許管理部門及びその職員は、行政法律の執行において、当事者のノウハウ及び營業機密の守秘義務を有する。

**第10条** 政府の関係部門の支援で、自然科学研究、科学技術分野の専攻、科学技術成果の産業化プロジェクトに従事する単位又は個人は、すべて計画任務書（契約書）の中で特許出願条件を満たすプロジェクトに対し、特許出願の義務を承諾しなければならない。プロジェクトの成果が取られた後に正当な理由なく特許を出願しない場合には、政府の関係部門は検収しないものとする。

**第11条** 出願者又は申請者は下記に示す場合の一つに該当する時、政府の主管部門に法定機構の特許検索内容の報告書を提出しなければならない。

- (1) 応用技術の研究と新技術、新製品の立案を申請する場合。
- (2) 国により知的財産権の保護を付与された輸出入特許プロジェクトである場合。
- (3) 省、市（行政公署）政府科学技術進歩賞を申請するプロジェクトである場合。
- (4) 省、市（行政公署）のハイテク技術産業化プロジェクトを申請する時に、申請前に当該プロジェクトの特許権の法的状態が分からない場合。

特許技術を投資として企業の設立を申請する場合、関係証明書類を提出して、出資者が当該技術成果に権利を有することを証明しなければならない。実用新案特許の技術に属する場合、特許検索報告書も提出しなければならない。

**第12条** 展覧会、懇談会、博覧会、交易会等の主催者はこれに参加する特許表示のある製品又は技術に対して、その特許証又は特許権の実施許諾契約書を調査確認しなければならない。特許証又は特許権の実施許諾契約書が提供できない場合には、主催者はそれが特許製品又は特許技術の名義を用いて入場展示に参加することを拒絶しなければならない。

**第13条** 特許の仲介サービス機構及びその職員は、法律に基づき仲介サービスに従事しなければならない。虚偽報告書の作成、当事者との共謀による不正な利益の取得、当事者の合法的権益と社会の公共利益の損失に従事してはならない。

**第14条** 国有資産を有する単位は下記に示す場合の一つに該当するとき、法に基づき設立された資産評価機構により、国の関係規定に従って特許の資産評価を行われなければならない。

- (1) 特許の出願権、特許権を譲渡する場合。
- (2) 国有企業、事業単位が合併、分割或いは解散前に特許資産を見積もる必要がある場合。
- (3) 国有の特許資産で国外、香港、澳門、台湾地区の企業、個人と合資、協力する場合。
- (4) 国有の特許資産を評価した後、有限責任公司或いは株式会社の設立に参加する場合。
- (5) 国外から特許技術を導入する場合。

**第15条** 特許権者の許諾を受けずにその特許を実施する、即ちその特許権を侵害し、紛争を引き起こした場合、当事者が協議して解決する。協議を望まない又は協議が成立しなかった場合は、特許権者又は利害関係者は人民法院に訴えを提起することができ、また特許管理部門に処理を求めることもできる。

**第16条** 下記に示す場合の一つに該当する特許紛争については、当事者は特許管理部門

に調停を請求することが出来る。

- (1) 特許権侵害の賠償金額に関する紛争。
- (2) 特許出願権及び特許権帰属に関する紛争。
- (3) 発明者、創作者資格に関する紛争。
- (4) 職務発明の発明者、創作者の奨励及び報酬に関する紛争。
- (5) 発明特許の出願公開から特許付与までの間に、当該発明を使用して適当額の使用料を支払っていない場合の紛争。

**第17条** 涉外特許紛争の調停及び処理は、省の特許管理部門により行われる。

**第18条** 調停及び処理を求める特許紛争は、下記に示す条件に適合しなければならない。

- (1) 請求者が特許紛争と直接的な利害関係を有する。
- (2) 明確な被請求者及び具体的な請求事項、事実、理由がある。
- (3) 当事者いずれの一方が人民法院に提訴していない且つ仲裁約定がない。
- (4) 特許管理部門の管轄範囲に属する。

請求者は申請書及び関係証拠を提出しなければならない。

**第19条** 特許管理部門は特許紛争申請書を受領した日から七日以内で受理するか否かの書面決定を決め、そして請求者に送達する。受領した日から七日以内で申請書及びその添付書類を被請求者に送達する。

被請求者は、申請書及びその添付書類を受領した日から十五日以内で答弁書を提出しなければならない。被請求者は、期限を過ぎても答弁書を提出しない場合には、特許管理部門の特許権侵害紛争に対する処理に影響を及ぼさない。

**第20条** 特許権侵害紛争が受理された後、被請求者が無効宣告の請求を提出し且つ特許再審委員会の受理通知書を受けた場合、特許紛争案件を受理した特許管理部門に書面をもって処理手続きの中止を請求することが出来る。但し、下記に示す場合の一つに該当するとき、特許紛争を受理した特許管理部門は処理手続きを中止しなくてもいいものとする。

- (1) 特許権者に提出された国务院特許行政部門の検索報告書で、実用新案特許に新規性、進歩性を喪失させる事由が見つからなかった場合。
- (2) 被請求者に提出された特許権無効宣告のための証拠或いは根拠となる理由が明確に不十分な場合。
- (3) 被請求者に提出された証拠で、その使用されている技術が既に公知であると十分に証明できた場合。
- (4) 特許管理部門が国の関係規定により、中止されるべきではないとされたその他の場合。

**第21条** 特許管理部門は特許紛争に対して調停を行い、調停協議が成立した場合、調停協議書を作成しなければならない。特許紛争に対して処理を行う場合、処理決定を下さなければならない。

**第22条** 特許管理部門は、他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為が見付かった或いは告発を受けた後、七日以内で受理しなければならない。そして受理した日から六ヶ月以内で処理決定を下さなければならない。

**第23条** 特許管理部門は、特許権侵害紛争の処理或いは他人の特許を詐称する行為、非特許の特許であると詐称する行為を調査処理する時、下記に示す職権を行使することが出来る。

(1) 当事者と証人に質問し、現場筆録を作成する。

(2) 特許権侵害、他人の特許を詐称する行為、非特許の特許であると詐称する行為と関係のある調書、契約書、図面、帳簿等の資料を調査、複製、登録保存する。

(3) 特許権侵害、他人の特許を詐称する行為、非特許の特許であると詐称する行為と関係のある物品、場所を実地調査、検査する。

**第24条** 特許管理部門は、特許権侵害紛争の処理に際し、請求者の請求に応じ且つ担保を提供された後、案件にかかわる物品を差し押さえる又は仮差し押えすることができる。

**第25条** 特許管理部門は、特許の盗用、詐称案件の調査、処理において、当事者が案件にかかわる物品を移転、隠匿、廃棄するなどの行為が見つかって、案件の調査処理を困難に或いは執行を困難にさせた場合、案件にかかわる物品を差し押さえる或いは仮差し押えすることができる。特許管理部門の審査を経て、当事者が特許侵害とならないことが証明された場合、滞りなく差し押さえを解除或いは差押えられた物品を返却しなければならない。当事者に損害を与えた場合、賠償しなければならない。

**第26条** 特許管理部門は、特許紛争の処理或いは特許の盗用行為、詐称行為の調査、処理に当たって、当事者の請求或いは案件審理の必要に応じ、関係単位或いは専門家に技術鑑定を委託することができる。

**第27条** 如何なる単位或いは個人であっても、特許権侵害、特許の盗用行為或いは詐称行為に便宜を提供してはならない。

**第28条** 展覧会、懇談会、博覧会などの主催者が参会者の特許証或いは特許実施許諾契約書を確認しなかった場合、特許管理部門は警告し、違法所得を没収し、且つ五千元以下の罰金を科す。

**第29条** 特許仲介サービス機構が、虚偽報告書を作成し、当事者との共謀による不正な利益を取得して、当事者の合法的權益と社会の公共利益を損害した場合、特許管理部門は特許仲介サービス機構に対し、警告し、違法所得を没収し、且つ五千元以上二万元以下の罰金を科す。

**第30条** 特許権侵害、特許の盗用行為或いは詐称行為に便宜を提供して且つ深刻な結果になった場合、特許管理部門により二千元以上一万元以下の罰金に処される。違法所得があった場合、違法所得を没収する。

**第31条** 特許管理部門が特許権侵害を調査確認、特許の盗用行為或いは詐称行為を調査、処理するに際して、関係単位または個人が案件にかかわる調書、契約書、図面、帳簿等の資料の提供を拒否或いはそれを欺瞞、移転、廃棄した場合、特許管理部門により五千元以上二万元以下の罰金に処される。差押えられた或いは仮差し押えられた案件にかかわる物品を無断で開封、移転した場合、特許管理部門により三万元以上五万元以下の罰金に処さ

れる。

**第32条** 特許管理部門は、特許権侵害行為が成立すると認定した場合、侵害者に直ちに侵害行為を停止し、権利侵害製品を製造するための専用設備を廃棄し、且つ未販売の権利侵害製品を販売、使用或いは如何なる形でもそれを市場に投入してはならないと命ずることができる。権利侵害製品が保管しにくい場合、侵害者に廃棄を命ずることができる。

**第33条** 特許管理部門の職員は下記に示す場合の一つに該当するとき、その所在単位或いは上級の主管部門により行政処分に処される。

(1) 特許の他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為を行う単位又は個人を庇護、放任した場合。

(2) 特許の他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為を行う単位又は個人に内通し、調査、処理の逃避を幫助した場合。

(3) 特許紛争の調停において、一方を重視し、他方の合法的權益を侵害した場合。

(4) 当事者のノウハウ或いは営業機密を漏洩した場合。

(5) 本条例に違反した行為を調査、処理しない場合。

(6) 職権を利用して、他人の私物を要求したり或いは受け取った場合。

(7) その他職務懈怠、職権濫用、汚職の場合。

上述行為が犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

**第34条** 本条例は、2004年3月1日から施行する。